

アドボカシー 子どもの権利

大切な子どもの権利

「子どもの権利」とは全ての子どもが持っている基本的人権のことです。子どもは一人の人間として尊重される存在です。子どもが持つ権利については、国連で1989年に定められた「子どもの権利条約」にもまとめられています。こどもの権利を侵害することは誰にも許されません。

衣食住が保障され、病気などから命が守られる。

勉強や遊びを通して成長する。夢に向かってチャレンジする。

1▶生きる権利

子どもは健康に生まれ、健やかに毎日を過ごして成長する権利を持っています。病気を防ぎ命が守られるよう、十分な食事が与えられ安全な生活を送り、病気やけがをしたら適切な治療を受けられる権利があります。

2▶育つ権利

子どもには教育を受け、遊んだり、時には休んだりする権利があります。勉強や遊びを通じて自分らしく成長することができます。また、自分で考えて夢を持つ自由も守られなければならない大切な権利です。

子どもにとって 大切な4つの権利

心や身体を傷つけるいじめや暴力から守られる。

3▶守られる権利

- 体罰は法律で禁止されています。2019年6月児童福祉法等の改正で体罰は許されないものと法定化されました。
- 「しつけ」と「体罰」の違い
しつけ▶子どもの人格や才能等を伸ばし社会性を身に着けられるよう導くこと。
体罰▶子どもを力で押さえつけて従わせる行為（罰）。
体罰は子どもの成長に悪影響を及ぼします。

自由に意見を言う。話を聞いてもらえる。

4▶参加する権利

- 「意見表明権」こどもの権利条約では、第12条でこどもの意見表明権を保障しています。『子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利を持っています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません』（子どもの権利条約日本ユニセフ協会抄訳）
- 将来のことなど大人が勝手に決めることは子どもの権利の侵害です。子どもの気持ちや考えに耳を傾けましょう。

子どもの声を町のみんなで受け止めるために

福智町では、11月の「児童虐待防止推進月間」と12月4日から10日の「人権週間」の合同講演会を開催します。

「人権」とは誰もが生まれた時から持っている自分らしく生きる権利です。

この権利は誰からも侵されない権利です。

近年、子どもの命が失われる児童虐待の痛ましい事件が相次いでいます。

児童虐待は、子どもの権利を侵害する行いです。

今回、子どもの権利をテーマに人権講演会を開催します。

ぜひご参加ください。

日時
場所

11月15日  受付▶午後6時
開演▶午後7時
福智町地域交流センター（福智町伊方4480-1）

講師▶NPO法人子どもアドボカシーセンター福岡 理事長 **安孫子 健輔** 氏

● 1983年山形県生まれ / 2009年弁護士登録 / 2017年社会福祉士登録。

● NPO法人子どもアドボカシーセンター福岡理事長

※ NPO法人子どもアドボカシーセンター福岡は、令和3年7月に設立され、子どもの権利およびアドボカシーの広報・啓発、アドボカシーシステムの研究、アドボケイト（意見表明支援者）の養成などの活動を行っている団体です。

● NPO法人全国子どもアドボカシー協議会事務局長 / ● NPO法人そだちの樹事務局長

● アフターケア事業全国ネットワーク（えんじゅ）理事 / ● ふじさき法律事務所代表

● 日本弁護士連合会子どもの権利委員会幹事。




子どもアドボカシーを知っていますか？

子どもアドボカシーとは「子どもが意見表明することを支えたり、子どもの声を聴いて子どもの権利を実現するための取り組み」です。

⚠ 虐待かも？と思ったら

命の危険など緊急性がある時は警察へ… **110**

児童相談所虐待対応ダイヤル… **189**  **通話無料**

※ お近くの児童相談所につながります。

